

PTA規約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 本会の名称を札幌市立西小学校保護者と教職員の会(略称：西小学校PTA)と称する。
- 第2条 この会の所在地を次のとおりとする。
〒063-0827 北海道札幌市西区発寒7条13丁目2番地1号 西小学校内に置く。

第2章 目的及び活動

- 第3条 この会は、会の活動趣旨に賛同した西小学校に通う児童の保護者と教職員が参加し、同校児童が健やかに学校生活を過ごすことができるよう必要な活動を行うことを目的とする。ただし、活動対象が会員内の児童および保護者向けに限定されることはあってはならない。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。
1. 各保護者の余暇時間に合わせた無理のない範囲で希望する活動に参加し、児童の学校生活へのサポートを行う。
 2. 会に参加する保護者同士の親睦をはかり、必要時には、学習会を企画することができる。
 3. 児童の学校生活において必要とされる活動を企画し実行する。
 4. その他、この会の目的達成に必要な活動をする。

第3章 正会員・賛助会員

- 第5条 この会の会員は、次の通りとする。
1. 入会・退会の保障
本会の活動方針に賛同する西小学校に通う児童の保護者は、入会を妨げられない。また、何らかの理由で会員継続が難しくなったとき、いつでも退会することができる。入会後は卒業まで自動更新とする。退会希望者は学校へ直接申し出て手続きを行う。
 2. 正会員
本会の活動趣旨に賛同した、札幌市立西小学校に通う児童の保護者および教職員
 3. 賛助会員（※1）
この会の活動趣旨に賛同する、卒業生の保護者および事務局周辺地域に在住する者（ただし、事務局の承認を受けなければならない。また、1年毎に継続の審議を行う）

第4章 会 計

- 第6条 この会の経費は、会費その他の収入をもって当てる。
- 第7条 この会の会費は、毎年総会において決定する。
- 第8条 この会の経理は、総会において決定された予算に基づいて行う。
- 第9条 この会の会計徴収事務は、会長から委託された会計が行う。
- 第10条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。
- 第11条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第5章 事務局員

- 第12条 この会の事務局員は、次の通りとする。
1. 会 長・・・・・・1名
 2. 副会長・・・・・・4名(1名は教職員)
 3. 会 計・・・・・・2名(1名は教職員)
 4. 書 記・・・・・・1名
 5. 本会には顧問を置くことができる。顧問設置は事務局運営を円滑にするための助言を行うことを目的とし、西小学校を卒業した児童の保護者でも就任することができる。（ただし、事務局の承認を受けなければならない。また1年毎に継続の審議を行う）
 6. 事務局は必要に応じて補佐役を会員から募集し、補佐業務を依頼することができる。
- 第13条 事務局員の任期は1年とする。再選は妨げない。

- 第14条 事務局員の選出は、次の通りとする。
1. 事務局員は予め公募し、事前調整を経て総会で承認を受ける。
 2. 欠員が生じたときは、役員同士で可能な範囲で補完する。
補完が難しい場合および欠員が長期に及ぶ場合は事務局で公募すると共に、欠員中は事務局内で必ず該当する役職を代行する。

- 第15条 事務局員の任務は、次の通りとする。
1. 会 長-この会を代表し、会務を総括する。
 2. 副会長-会長を補佐し会長不在のときは、その代行をする。
 3. 会 計-この会の金銭出納を記録し、会計監査を経て総会に報告する。
 4. 書 記-事務局会の司会及び記録、諸帳簿の管理補完、その他庶務一般を行う。

第16条 事務局員は、事務局運営および各サークル活動との調整をはかる。

第6章 会計監査

第17条 この会の会計監査2名を、事務局外から募集・選出し設置する。なお、監査の透明性を担保する観点から、会計監査員は可能な限り会員外であることが望ましい。

第18条 任期は1年とし、その他の役員及び委員を兼ねることはできない。再選は妨げない。

第19条 会計監査の選出は、選考委員会において選考し、総会で承認を受ける。

第20条 会計監査は、必要に応じ、随時監査をおこない総会に報告する。

第7章 総 会

第21条 総会は、この会の最高決議機関である。

第22条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、出席者の過半数をもって決議する。

1. 定期総会は、毎年4月に開き、前年度決算の審議、年度予算、新年度役員の選出、その他の重要事項の審議をする。
2. 臨時総会は、必要あるとき、会長がこれを決定する。

第8章 事務局および会員同士の連絡方法、広報・周知活動

第23条 この会の事務局および会員同士の連絡手段および広報活動は次の通りとする。

1. 事務局から各会員への連絡
連絡手段として、札幌市教育委員会及び西小学校が利用している連絡ツール(すぐーる)を利用する。
2. 事務局と各サークルとの連絡
PTA役員及び各サークル代表者は互いの連絡手段を設け、その個人情報の取り扱い規約第10章第25条を順守すること。
3. 広報・周知活動
◆会員向け報告・連絡、および会員外向け広報活動として、当会Webサイトを設けて運用し、極力ペーパーレスとする。
◆事務局からの連絡およびボランティア活動・サークル活動の広報などは必要に応じて、非会員を含めた全ての保護者に向けて情報発信をする。

第9章 事務局および各ボランティア活動内容

- 第24条
1. 事務局および各サークルは、第2章の趣旨に準じた活動を行う。
 2. 各サークル活動の趣旨に賛同し参加を希望する者は、事務局もしくは希望するサークルの代表を通じて、その旨を伝えることができる。
 3. 会に参加する者は、事務局の承認を経て新たにサークル活動を企画し運営することができる。ただし児童の学校生活において寄与するもの、もしくは保護者同士の知識向上につながるといった趣旨の内容でなければならない。
 4. 各サークル活動は、その活動内容に合わせて臨時の会員を募集することができる。ただし、円滑に実施するために事務局と事前に調整すること。

第10章 会員の個人情報の取り扱いについて

第25条 会員に関する個人情報は、別途定められている「札幌市西小学校PTA個人情報取り扱い規則」を順守する。また会員の個人情報に関する阻害事象発生に備えて、必要な保険に団体加入する。

第11章 細 則

第26条 この会の運営に関し必要な細則は、規約に反しない限りにおいて、予め改正案を会員に対し開示し意見募集を経て定める。

第12章 改 正

第27条 この規約は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することはできない

付 則 この規約は、平成22年4月16日に一部改正して実施する。
この規約は、平成23年4月1日に一部改正して実施する。
この規約は、平成31年2月21日に一部改正して実施する。
この規約は、令和3年2月25日に一部改正して実施する。
この規約は、令和4年4月21日に一部改正して実施する。
この規約は、令和6年3月4日に全面改正して実施する。

注 釈 (※1) 賛助会員は札幌市PTA共済会の対象外となるため、賛助会員に対するPTA活動中の補償に関する準備が整うまで、これを一時保留とする。

PTA細則

第1章 会員及び児童の権利

第1条 PTA規約第2章に基づいて、事務局及び各サークル及び実行委員会が実施・提供する行事等は、その活動対象が会員内の児童および保護者向けに限定されることはあってはならない。また実施される行事が地域に開放された内容である場合、その対象は行事への訪問者に等しく提供する必要がある。

第2条 PTA規約 第2章に基づいて、西小学校PTAと関係する諸団体(西区PTA連合会および札幌市PTA協議会など)が主催する行事や保証に対する資格・要件は、それぞれの団体の規定に基づく。何らかの事情により西小学校PTAを退会する者は、その内容を十分に理解する必要がある。

第2章 行事实行委員会

第3条 校内で開催される各種イベント・行事は、会員有志が集まり実行委員会を組織することができる。また、組織は複数の行事を兼任しても構わない。

第4条

第1項 組織された実行委員会は、目的とする行事の企画・運営をする。実行委員会はPTA事務局と連絡を密にし、また事務局から必要なサポートを受け円滑な組織運営に努める。

第2項 行事の開催可能な時間帯

◆保護者と児童双方が参加する場合：授業終了後から午後3時45分まで。

◆保護者のみが参加する場合：授業終了後から午後5時まで。

※上記以外の時間帯および登校日以外の日の場合は、学校側と協議の上で行う。

第3章 事務局員・各サークル代表者

第5条 事務局員は、各種の会(対外活動含む)に出席し、意見陳述および情報交換をすることができる。また会計監査・各サークル代表者は、役員会や各種の会に出席し意見陳述や情報交換をすることができる。

第4章 会計及び経理

第6条 会費および西区PTA連合会費の徴収は毎年5月頃に実施される学校引き落としシステムを利用した代理一括徴収とし、何らかの理由により途中退会の場合にも返却はされない。

第7条

- 第1項 会員並びに児童・教職員・学校に勤務する者・その他必要と認めるものについては、この規定の定めるところによって金品を贈呈する。
1. 不幸があった時は、次の規定により香典を添え弔意を表す。
 - ①会員及び児童が死亡した時.....5,000円と供花
 - ②教職員が死亡した時...事情を勘案して会長に一任する。
 2. 表彰
本会は、必要と認めた場合、感謝状及び記念品を贈呈することができる。
 3. 以上に定めた他、特別な事情がある時は、事務局内で協議して決めることができる。

第2項 サークル活動補助費

現在活動中である以下のPTAサークルに対して各10,000円を補助し、会計決算報告書を以て収支報告を受けるものとする。活動補助費を希望する新しいサークルが設立された際には活動計画及び予算を精査し、同様に対応する。

◆絵本サークル「おはなしの森」

◆手芸サークル「はんどめいどまむ」

※活動補助費に繰越が発生する場合、運営上必要とされる以外の残額を返金する。

第3項 ポプラ図書館補助費

西小学校開放図書館事業ポプラ図書館に対して活動補助費を支給し、地域開放図書館事業報告内の会計決算報告書を以て収支報告を受けるものとする。支給額は別途ポプラ図書館と協議の上決定する。

第5章 PTA危機管理

- 第8条 個人情報保護における危機管理の観点から事務局では全会員の連絡網等は設けず、PTA規約第8章第23条に基づいた連絡手段・連絡方法をとる。また、特定の会員へ個別に連絡する必要が生じた場合には、事務局内の教員を介して連絡を取り合うと共に、双方の了解を得て直接の連絡を取る。
- 第9条 PTA規約第2章第3章の阻害事象が発生した場合、会長は事務局及び関係者を招集し必要な協議・対応を実施することができる。
- 第10条 前項において、会長不在の場合、副会長(保護者)等事務局内の協議による対応判断を可能とする。ただし、会長への事後報告を義務付ける。
- 第11条 会長は役員会が必要と認めた場合、書面による総会及び常任委員会を開催することができる。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。

第6章

- 第12条 この細則を改正するときは、PTA規約第12章第27条に基づき実施する。

- 付 則 この細則は、平成18年4月21日に一部改正して実施する。
この細則は、平成20年4月18日に一部改正して実施する。
この細則は、平成21年4月17日に一部改正して実施する。
この細則は、平成22年4月16日に一部改正して実施する。
この細則は、平成23年4月1日に一部改正して実施する。
この細則は、平成31年2月21日に一部改正して実施する。
この細則は、令和3年2月25日に一部改正して実施する。
この細則は、令和6年3月4日に全面改正して実施する。
この細則は、令和6年4月22日に一部改訂して実施する。

個人情報取り扱い規則

PTA規約 第10章第25条に関する個人情報の取扱いについて

目 的

第1条 札幌市立西小学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿、委員・係名簿、行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

責 務

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

管理者

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

取扱者

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会リーダーとする。

秘密保持義務

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

収集方法

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

周 知

第7条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

利 用

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

1. PTA会費の集金業務、管理業務
2. その他の文書の送付
3. 役員・会計監査・会員の名簿の作成
4. 委員選出、並びに役員等の推薦活動
5. 広報誌、会報誌等への掲載

利用目的による制限

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

管 理

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適切に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

保管及び持ち出し等

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第三者提供の制限

- 第12条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない
1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
 3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
 4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第三者提供に係る記録の作成等

- 第13条 本会は、個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
1. 第三者の氏名
 2. 提供する対象者の氏名
 3. 提供する情報の項目
 4. 対象者の同意を得ている旨

第三者提供を受ける際の確認等

- 第14条 第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
1. 第三者の氏名
 2. 第三者が受ける個人情報を取得した経緯
 3. 提供を受ける対象者の氏名
 4. 提供を受ける情報の項目
 5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

情報の開示

- 第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

漏えい時等の対応

- 第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

研 修

- 第17条 本会は、役員・各委員会リーダー・会員に対して、定期的に、個人情報のデータの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

苦情の処理

- 第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

改 正

- 第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附 則

- 本規則は、平成30年4月14日より施行する。